平成２４年（フ）第１０１０号
横浜市戸塚区下倉田町1159番地　双葉荘101号
債務者　稲葉　麻矢（旧姓古島）
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０１２号
横浜市栄区公田町740番地　32棟505号
債務者　上野　伸之
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３２号
東京都立川市高松町３丁目９番９号コーポ沖田208号
債務者　神　　正史
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４４８号
東京都立川市上砂町１丁目13番地の１都営上砂町１丁目アパート７棟211号
債務者　松村早希子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４６８号
東京都多摩市豊ヶ丘６丁目１番地３―406
債務者　竹田　皓治
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２０１号
川崎市高津区下作延１丁目４番５―502号　琳和タウンコート
債務者　川村　　舜
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２０２号
川崎市高津区下作延１丁目４番５―502号　琳和タウンコート
債務者　川村　和子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２３年（フ）第６０８号
静岡市駿河区下島433番地　フェリーナＳ302号
破産者　内藤　博之
1　主文　当裁判所が平成24年３月９日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき、「静岡市駿河区下島443番地　フェリーナＳ302号」とあるのを、「静岡市駿河区下島433番地　フェリーナＳ302号」と更正する。
2　決定年月日　平成24年５月18日
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２３３号
愛媛県松山市南吉田町605番地　グリーンフィール102号
破産者　宇都宮満男
成年後見人　大野　　瞳
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定中更正

平成２２年（フ）第２０５号
宮崎県小林市真方1026番地１　小林住宅Ｅ棟、開始決定時の住所宮崎県小林市堤2809番地98
破産者　上岡　　望
1　主文　当裁判所が平成24年５月２日になした決定中、公告名を「破産手続終結及び免責許可決定」と、主文を「本件破産手続を終結する。」と、理由の要旨を「破産管財人が配当を終わり、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。」とそれぞれ更正する。
2　決定年月日　平成24年５月16日
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１１６号
福岡市博多区博多駅南４丁目９番１号
破産者　近藤　　誠
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４５３号
福岡市中央区薬院１丁目15番23―307号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区赤坂３丁目４番22―301号
破産者　北口　　誠
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第４１９３号
大阪市西成区天下茶屋北２丁目１番12号　ハイツあやめ112号室、開始決定時の住所大阪市西成区萩之茶屋３丁目６番10号　ウエストサイド308号室
破産者　佐藤　　學
1　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
2　一般調査期日　平成24年７月19日午後３時30分
平成24年５月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９８３号
神戸市北区鹿の子台南町４丁目39―15、開始決定時の住所奈良県生駒市真弓南２丁目５番22号
破産者　時岡　光裕
1　破産債権の届出期間　平成24年６月21日まで
2　一般調査期日　平成24年７月19日午後４時
平成24年５月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８号
福岡県福岡市博多区金の隈１丁目18番25号
破産者　有限会社三祥会
1　破産債権の届出期間　平成24年６月22日まで
2　一般調査期日　平成24年９月６日午後１時30分
平成24年５月21日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３０３号
熊本市東町４―16健軍団地５―403、住民票上の住所福岡県春日市小倉３丁目119番地
破産者　さかい耳鼻咽喉科医院こと　坂井　友二
1　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
2　一般調査期日　平成24年９月７日午前11時
平成24年５月21日
福岡地方裁判所第４民事部